

# 平成27年度年末たすけあいの申請にあたって

## 1. 申請期限

年末たすけあい配分申請については、締め切りが短くお手数をおかけいたしますが、**平成27年11月20日（金）17時（郵送は消印）厳守**とさせていただきます。それ以降の受付は一切できませんのでご注意ください。

## 2. 申請内容

- ①申請をする内容は、団体の実施する事業費です。県共同募金会との協調事項により運営費に使用することはできません。
  - ②共同事業について、関わっている複数の団体からの申請はできません。その中の1団体のみから申請ができます。
  - ③申請する事業が専ら飲食に供されるものは対象となりません。
- ※請求書兼口座振替依頼書（様式2）について、金額（申請額）は記入せずに空欄のまま提出をお願いいたします。「年末たすけあい配分委員会」で配分額が確定した後、事務局で配分額を記入し、後日、コピーを返送いたします。**

## 3. 配分方法

配分要領に基づき、12月上旬（予定）に開催する「年末たすけあい配分委員会」で申請内容を審査し、配分を決定します。  
指定口座への送金は12月25日頃を予定しております。

## 4. 報告

事業実施後、平成28年3月末までに事業報告書・決算報告書を提出していただきます。報告書式につきましては後日お送りいたします。

## 5. その他

**昨年度より、申請いただく金額は、事業経費の2/3以内とし、要領のとおりの上限金額までとなっておりますのでご注意ください。**

（事業経費の1/3は自主財源のご準備をお願いいたします）

また、寄付者となる地域の皆様へ配分用途を明確に説明し、継続的な寄付を呼びかけていくため、年末・年始の「季節のお弁当・食事会」や「クリスマス会」、「地域との交流事業」など、年末たすけあい配分金の意図をふまえた事業設定をお願いいたします。